

## 付 議 第 1 号

### 県有財産（教学機器）の取得に関する議案に係る意見聴取に関する議案

令和5年9月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

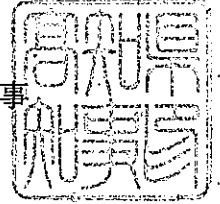
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



5 高政企第 156 号  
令和 5 年 8 月 30 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 5 年 9 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見について

令和 5 年 9 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育  
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 令和 5 年度高知県一般会計補正予算（所管分）

第 号

県有財産（教学機器）の取得に関する議案

次の教学機器を取得するものとする。

令和5年9月 日提出

高知県知事 濱田 省司

取得する教学機器

- 1 種類  
授業用パーソナルコンピュータ 一式
- 2 数量  
7組

県有財産（教学機器）の取得に関する議案説明

高知県立嶺北高等学校ほか6校に設置する教学機器を予定金額80,300,000円で、高知市比島町二丁目4番33号四国通建株式会社高知支店から買い入れることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるものである。

令和5年度 県立学校授業用パソコン等（教学機器）の整備について

高知県教育委員会事務局高等学校課

1 令和5年度の整備計画

取得する教学機器：授業用パーソナルコンピュータ 一式（7組）

契約の相手方：四国通建株式会社高知支店（高知市比島町2丁目4番33号）

予定金額：80,300,000円

県立学校名	デスク型 (ノート型) パソコン		サーバー		モノクロ プリンタ		カラー プリンタ		大判 プリンタ		プロジェクタ		スクリーン		書画カメラ		カラーイメー ジスキャナ		携帯端末 iPad		契約金額 (税込) (円)	
	数量	金額(円)	数量	金額(円)	数量	金額(円)	数量	金額(円)	数量	金額(円)	数量	金額(円)	数量	金額(円)	数量	金額(円)	数量	金額(円)	数量	金額(円)		
1 嶺北高等学校	41	13,120,000	1	810,000			2	440,000			1	359,000										14,729,000
2 高知東高等学校	41	12,710,000	1	810,000	1	110,000	1	220,000			1	165,000	1	125,000	1	100,000						14,240,000
3 高知工業高等学校	41	12,710,000	1	810,000	1	110,000					2	330,000										13,960,000
4 佐川高等学校	41	13,120,000	1	840,000			1	220,000			1	165,000			1	100,000	1	250,000				14,695,000
5 四万十高等学校	41	12,710,000	1	810,000	1	110,000	1	220,000			1	165,000										14,015,000
6 高知若草特別支援学校	9	2,601,000	1	810,000	1	110,000			1	319,000	1	165,000							5	375,000		4,380,000
7 高知江の口特別支援学校 国立高知病院分校	9	2,601,000	1	810,000	1	110,000	1	220,000			1	165,000							5	375,000		4,281,000
合計	223	69,572,000	7	5,700,000	5	550,000	6	1,320,000	1	319,000	8	1,514,000	1	125,000	2	200,000	1	250,000	10	750,000		80,300,000

※デスク型パソコン及びノート型パソコンには、周辺機器やソフトの金額を含む。

2 整備の目的

教科「情報」（必須科目）の授業・実技で使用。

探究的な学び（調べ学習）や特別支援学校の職業教育及び自主活動等の学習に使用。

3 整備の考え方等について

○県教委の「県立学校パソコン教室年度別整備計画」に基づき 7～8年<sup>(※1)</sup> 毎に授業用パソコンを更新。

※1) ・パソコン、プリンタの保守契約が5年間。

・メーカーの部品切れ等の目安が7年。

○パソコン台数の整備基準：パソコン教室1クラス定員40名+教員1名=41台

○その他の周辺機器の整備

・各校、授業等に応じてプリンタ等の必要な機器を整備。